

平成28年4月15日

株式会社 山梨中央銀行

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

株式会社山梨中央銀行(頭取 進藤 中)は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を計画期間とした女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定いたしましたので、その概要について別紙の通りお知らせいたします。

以上

株式会社山梨中央銀行 行動計画

計画期間及び内容

女性の就業継続を主眼に置き、下記の通り行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日
2. 目 標 現在9.7%である女性管理・監督職層の割合を
15%以上にする。
※女性管理・監督職層＝総合5級・地域総合4級・業務2級以上
3. 取組内容・実施時期
 - (1) 両立支援策として平成28年度中に以下の対応を行う
 - ・ 育児休業者情報交換会の充実、e-ラーニングの導入等により、産前産後認暇および育児休業中の情報提供を強化する。
 - ・ 男性の育児休業取得促進のため、育児休業の一部を有給扱いとする。
 - (2) 女性の意識改革、職場環境・風土の改善策として随時以下の対応を行う
 - ・ 女性の意識改革、職員の意識改革、管理職層の理解促進を促すため各種研修・セミナーを実施する。
 - ・ 女性の職務範囲拡大に向けて、融資係・渉外係へ女性を積極的に登用する（各所属長に対して登用を促す）。
 - (3) 就業継続支援の一環として、每期以下の対応を行う
 - ・ 育児休業、短時間勤務等の制度利用者の人事考課を公平・適切に行うよう考課者への指導を行ったうえ、考課結果を検証する。
4. 働き方の改革に向けた取組み
既に実施している全行統一定時退行運動の実施励行に加えて、最終退行時刻を設定し、時間外労働の削減に努める。

以 上